27 会若議第 401 号

平成 27 年６月 25 日

会津若松市議会議長　　戸　川　稔　朗　　様

議会運営委員会委員長　　小　林　作　一

広報広聴委員会委員長　　松　崎　　新

次期議会への申し送りについて（通知）

標記の件について、平成 27 年６月 18 日に広報広聴委員会が、平成 27 年６月 25 日に議会運営委員会が、次期の議会へ申し送るべき事項を下記のとおりそれぞれ機関決定いたしましたので、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

記

Ⅰ　議会運営委員会の申し送り事項（平成 27 年６月 25 日・議会運営委員会で決定）

第１　背景及び経過

平成 23 年 11 月に議会改革の展望についてまとめた「今後の議会改革について」では、「会津若松市議会基本条例等の適切な運用」「二元代表制を踏まえた一般質問のあり方の確認」「自治法改正を踏まえた本会議や常任委員会のあり方の検討」「本会議の中継、会議録の公開」「議会傍聴の促進」「議会改革に係る調査研究・研修等の推進」などが議会運営委員会の具体的な検討事項とされていた。

議会運営委員会においては、これらを踏まえ予算決算委員会の制度化や地方自治法第 96 条第２項による議決事件の決定など次のような取り組みを行ってきたところであるが、引き続き協働型議会を目指した議会改革に努めていく必要がある。

第２　「今後の議会改革について」に関する具体的検討事項に係る現状と課題

１　会津若松市議会基本条例の適切な運用

議会基本条例の趣旨を踏まえながら、必要に応じて課題・問題を整理し、必要な制度設計に努めてきた。会議規則を改正し、本会議における議員間討議及び委員会における委員間討議を審査順序に明確に位置づけ、それらを実施してきたこともその一例である。

今後とも市民の負託に応えうる合議体たる議会づくりを目指して議会基本条例の理

念や考えを、会議規則や委員会条例等でどのように位置づけ、具現化していくかが今後の課題であると考えられる。

２　二元代表制を踏まえた一般質問のあり方の確認

一般質問は、執行機関に対し事務執行の状況及び将来に対する方針等の所信を質すものであり、二元代表制の一翼を担う議会は、質問の場において、論点・争点を明確にした大局的な政策論議を実現することが求められている。このため一般質問においては重層的な質問となるよう、また論点、争点が明確になるよう、情報交換会を開催してきたところであり、毎定例会ごとに総括を行い、よりよい議論の場の形成に努めてきたところである。

なお、一般質問においては、政策論議がなされるべきであることから、一問一答方式の導入は、見合わせられた経緯にある。

今後も一般質問の熟度、水準の向上を一層図っていくためには、情報交換会を充実させるとともに、市民本位の政策決定や監視機能強化に結び付くような一般質問のあり方を検討していくことが、課題であると考えられる。

３　自治法改正を踏まえた本会議や常任委員会のあり方の検討

当議会運営委員会には、地方自治法改正に伴い議会の本会議や常任委員会における組織、機能、あるいは運営に関する事項に対して、必要な検討とその対応を適宜図ることが求められており、鋭意それに取り組んできたところである。具体的には、地方自治法の改正により議員の複数常任委員会への所属制限が廃止されたことにより、また議案一体の原則による適正な審査を行えるよう平成 25 年６月定例会において予算決算委員会を常任委員会として設置したところである。

また、平成 27 年２月に長期総合計画を地方自治法第 96 条第２項の規定により議決事件として加え、そして議決の範囲を基本構想及び基本計画とするための議会基本条例の一部を改正したところである。

今後とも予算審査と決算審査の連動による政策サイクルの充実や政策討論会と常任委員会の連携強化に留意しつつ、市民本位の立場から政策立案・決定機能の強化が図られるよう、そして市民の代表として監視・評価機能が適切に果たしうるよう、本会議や常任委員会のあり方を絶えず検証していく必要がある。

４　「本会議の中継、会議録の公開」「議会傍聴の促進」

インターネットソーシャルメディアを活用した本会議の中継は、平成 24 年９月定例会から本格導入がなされた。また、本会議の会議録については平成 19 年２月分から、委員会の記録については平成 26 年２月分から公開を行ってきた。また、議会傍聴の促進を図るため、傍聴者の配布資料を議員と同様のものとし、さらには、ホームページに一般質問の資料を公開するなどの改善にも努めてきている。今後とも住民に分かりやすく、開かれた議会運営の実現を図る改善を着実に進めていくことが今後の課題であると考えられる。

５　「議会改革に係る調査研究・研修等の推進」

議会運営委員会は、議会運営に係る会議規則や委員会条例を所管し、議会の制度設計を行う重要な組織であり、その役割と重要性が益々高まっており、また、地方自治法の改正に伴う制度設計等を適切に行っていくためには、調査研究・研修等を積極的に推進していく必要がある。行政調査や有識者による講義などの機会を有効に利活用

し、今後とも継続的な調査研究・研修等の推進を行い、研鑽に努めていくことが今後の課題である。

第３　申し送り事項

１　「今後の議会改革について」に係る具体的検討事項

上記に記載の現状と課題を踏まえながら、今後とも調査研究をしていくとともに、議会改革の基本理念を実現するために必要な制度設計を行っていくべきである。

２　議会運営に関する留意事項

議会運営委員会は、議会運営の全般について、協議調整を行い、会議の円滑な運営、効率的な運営が行われるよう万全を期し、秩序が保持されるために所要の措置を講ずることがその役割の一つとされている。これまでも議会運営に関する問題について、協議調整を行い、是正に努めてきたが、依然として議事運営に混乱を来たすような問題のある例が一部に見られる。本市議会は、市民の信頼と市民の負託にこたえうる議会づくりを目指しており、引き続きこのような例がなくなるよう具体的な措置を図る必要がある。

３　【緊急を要する具体的課題】総合計画の審議体制のあり方

執行機関は、次期の第７次会津若松市長期総合計画については、平成 28 年９月定例会に議案として提出する考えである。議会では平成 27 年２月に総合計画を議決事件とし、その範囲は基本構想及び基本計画とした。総合計画は、自治体の計画であり、そこには、基本理念、基本目標、さらには市政全般にわたる全ての政策・施策が掲載されるものである。これを既存の一つの委員会単独で審議することは過重であり、また今後の地域経営の軸となる総合計画を議会として適切に審議するためには、その体制を整える必要がある。

その体制として、まずは、総合計画が議案として提出された場合には、地方自治法に基づく「特別委員会」を設置し、その特別委員会において審議すべきものと考える。この当該特別委員会の構成は、議長を除いた全員参加型の現行の予算決算委員会をモデルとするものである。

また、議案として提出される前にあっては、審査の準備として、総合計画のあり方も含めて議会として調査研究を行う組織を設置する必要があることから、「総合計画審査準備会」を設置すべきものと考える。この審査準備会の構成は、議長を除いた全員参加型の現行の予算審査決算審査準備会をモデルとするものである。

なお、上記の特別委員会及び審査準備会については、下部組織として分科会を設けるとともに、分科会への分担事項の協議調整など円滑な運営を担うため、幹事会を置くものとする。分科会への分担については、基本計画中、各分野に分けられる事項は、各常任委員会の所管ごとに各分科会に分担するものとし、基本構想及び基本計画中各分科会に分担することが困難な事項は、第１分科会に分担するものとする。

次に、今後の当面の課題としては、審査準備会のあり方についてである。

議会内における合意形成に努めながら具体的な審査準備会の制度設計を講ずるとともに、執行機関からの報告を受ける場の整理及び執行機関との情報交換のあり方について検討が必要である。

また、もう１つの課題として住民意見の反映があるが、これについては、本市議会は、住民意見を聴取する方法の一つとして、市民との意見交換会という仕組みを既に有していることから、必要に応じて当該意見交換会の有効活用を基軸に検討すべきと

考える。

Ⅱ　広報広聴委員会の申し送り事項（平成 27 年６月 18 日・広報広聴委員会で決定）

１．議会広報紙の編集に関すること

⑴　写真、イラスト、グラフなどを多用した紙面

市民により分かりやすく、丁寧な説明をするには、写真、イラスト、グラフなどの使用が効果的である。ページ数を増やすことは予算の関係で難しいため、現在の予算、紙面の中で文字数を減らし、写真、イラスト、グラフなどを多用した紙面とすることを検討する必要がある。

⑵　一般質問の記載項目について

第 14 回市民との意見交換会において、一人一項目ではなく、全ての項目を載せるべきとの意見が出された。

全ての項目を現状の字数制限の中で掲載することは難しいため、掲載できない内容については、会議録の閲覧や議会映像配信の紹介を掲載するとともに、議会傍聴へのお知らせを掲載することで対応することを確認した。

⑶　一般質問の字数について

現在の文字数（400 字）は中途半端な長さであり、不要な形容詞や修飾語が入ることで質問の趣旨が伝わりにくいものとなっている。字数を 300 字程度に減らし、質問の本当の趣旨、政策的に何を求め、その結果がどうなのかということを簡潔にまとめることで、より質問の趣旨が伝わりやすい記事になると考える。今後字数を減らすことについて検討する必要がある。

また、一般質問において、議員個人や会派として政策を提言しているが、不満足な答弁で終わることがあり、記事にした場合、議員が求めていること（質問の趣旨）が伝わりにくい。記事の最後に答弁に対する自分の考え（政策提言のまとめ）を記載することについても検討する必要がある。

⑷　討論の編集方法について

現在、賛成・反対討論を全て掲載しており、全ての意見に討論者の氏名が記載されているため、討論項目が多い議員の氏名が何度も記載されることとなる。

討論者名の記載については、議会基本条例に基づき説明責任を果たすために記載してきた経過があり、反対者が複数いる場合、同じ反対でも反対する理由が異なることから、誰がどのような理由で反対したのかというところまで記載することで説明責任を果たそうとするものである。ただし、同じ氏名が何度も記載されることについては、氏名の字体の変更やレイアウトを変更するなど、賛成、反対の意見が最優先される記事となるよう今後検討する必要がある。

⑸　点字化について

会津若松市障がい者地域自立支援協議会より、「声の広報議会など、視覚障がいのある方への情報提供の取り組みがされている点については評価できるが、点字版の広報議会の発刊も検討していただきたい」との意見が出された。

全ての情報を点字版の広報議会として発行することは、情報量が多く予算の関係もあることから現状では難しいが、日程のお知らせなどの一部の情報を点字化すること

は必要であると考える。現在、どのような情報の点字化が求められているのかを把握していないため、今後、会津若松市障がい者地域自立支援協議会と意見交換をする場を設けるなど、何を求めているのかを協議した上で判断する必要がある。

２．議会のウェブサイトに関すること

⑴　構成の見直しについて

現在のウェブサイトは分かりづらく、見たいページまでなかなかたどり着けないのが現状である。市民が見たい情報がすぐに見れるウェブサイトとなるように構成を見直す必要がある。

⑵　議員からの情報の提供について

政策討論会分科会などの活動について各議員が投稿した内容を掲載するなど、ウェブサイトにおいて議会の動きが見えるような取り組みも必要と考える。

３．議会と市民との意見交換会に関すること

⑴　意見、要望、課題等の整理について

地域から寄せられる、意見、要望、課題についての整理をどこで深めるのかが課題である。班、広報広聴委員会、政策討論会分科会、常任委員会などが考えられるが、現在は班で行うしかない。例えば、東山地区の防災の話のように深まってきた意見等もあり、そういった意見等をどこで深めて次の班でどのように対応するのかについては、今後検討し明確にする必要がある。

⑵　地区別テーマの選定方法について

地域のテーマについて、同じテーマで継続して意見交換し、それを深めて政策づくりを行うのか、それとも別のテーマで意見交換をするのかについての判断や、そのテーマをどこでどのように決めるのかが課題である。例えば、東山地区の防災の話をいつまで継続して行うのか、他に違う課題があるのではないかということについて、誰がどのように調整して判断するのかということである。現在、班でテーマ設定が難しい場合には広報広聴委員会の中で協議して決めているが、地域のテーマをどこまで継続するのかも含め、今後は班の中でどこまで協議できるのか、また、班から班への引継ぎをどのように担保していくのかという課題についても今後深める必要がある。

⑶　意見等の整理方法とその活用について

市民からいただいた意見等の整理、分類・集計方法とその活用については次のとおりである。

①　地区別報告書

15 地区の意見等を地区ごとに整理したものである。現在、当日配布資料、事後処理報告書を含め議長に報告しているが、今後は全議員に配布することについても検討する必要がある。

②　意見集計表

15 地区全ての意見等を項目（中項目）ごとに並べ替えたものである。現在は、議長へ報告した後、議長より政策討論会各分科会・議会制度検討委員会、議会運営委員会、広報広聴委員会等に通知されている。また、当該意見等を大項目ごとに並べ替えたものについて、市長へ送付している。なお、第 14 回より事後処理報告書

についてもあわせて送付することとした。

③　事後処理報告のあり方

市民意見に対する対応を「担当部局に伝える」とした場合、次回以降の意見交換会で、市民からその後の対応を聞かれる場合がある。このため、班から班への引継ぎの際には、担当部局に伝えてその後どうなったのかを確認しておく必要がある。

また、報告書作成の際も、担当部局にどのように伝えたのかを次の班に分かるように記載する必要がある。その際の記載方法など、報告のあり方や引き継ぎのあり方については引き続き協議する必要がある。

⑷　女性と若い住民の参加と分野別意見交換会について

分野別意見交換会の開催については、単に意見を聞く場ではなく、政策として深めるときに意見を聞く場として開催することが望ましい。

例えば、行仁地区のテーマとして行仁小学校複合化施設についての意見交換をしてきたが、ＰＴＡの方や若いお母さんたちの参加が少なく、具体的な意見を聞くことができなかった。こういった場合に分野別意見交換会を開催することで、直接当事者のご意見をいただくことができ、政策に反映させることも可能であると考える。このような事例も含め、女性と若い住民の参加、分野別意見交換会の開催については、今後協議し深める必要がある。

⑸　政策討論会の報告のあり方

政策討論会報告については、広報広聴委員会の委員が責任を持って行うということで申し送りがされていたが、各担当がそれぞれ説明を行ったことで意見交換の時間が短くなってしまった事例があった。政策討論会の報告は分量も多く、内容も濃いため、10 分以上かけて説明しても説明しきれるか、市民の方に理解していただけるかという点については課題がある。今後報告方法等については検討が必要である。

⑹　当日資料の事前配布のあり方

各会場で、「政策討論会の報告書のようなボリュームのある資料については、事前に配布してほしい。説明されてすぐには質問できない」との意見が出された。

第 14 回の意見交換会においては、開催の５日前には開催会場に資料を送付したが、資料完成の時期を事前に予測することができず、資料の事前配布について広報議会、チラシ、ポスターにおいて周知することができなかった。

資料の内容によっては資料完成時期が意見交換会開催の直前になってしまうこともあるため、配布時期、場所、方法（誰が配るのか）などについては今後検討する必要がある。

⑺　意見交換会開催の周知・ＰＲ方法の検討

第 14 回の意見交換会では、新たに市役所市民課内のデジタルサイネージにおいて開催のお知らせを掲載したが、意見交換会では、「まだまだ周知が足りない」との意見をいただいており、今後とも周知・ＰＲ方法について検討する必要がある。